

地域公共交通再構築促進事業費補助金実施要領

令和 7 年 6 月 1 9 日
交 政 第 2 9 5 号

(趣旨)

- 第 1 条 この要領は、持続可能で利便性の高い地域公共交通ネットワークの再構築を促進するため、よりコンパクトで効率的なコミュニティ交通の導入のほか、デジタル技術の活用による利便性向上や利用促進、運行の効率化等に資する取組を行う者に対して支援する地域公共交通再構築促進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。
- 2 補助金の交付に関しては、秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号）及び秋田県観光文化スポーツ部交通政策課関係補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業者)

- 第 2 条 補助金の交付対象となる者は、次条第 1 項に定める事業を自ら実施する市町村、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づく地域公共交通会議、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づく法定協議会（複数市町村で構成するものを含む。）、交通事業者及び各種団体等とする。

(補助対象事業)

- 第 3 条 補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。
- 一 乗合タクシーや公共ライドシェア（道路運送法第 78 条第 2 号に基づく自家用有償旅客運送をいう。）の実証運行
 - 二 A I オンデマンドタクシーなどの新たな交通サービスの実証運行
 - 三 バスロケーションシステムやデジタルサイネージの導入・運用
 - 四 互助輸送や混乗輸送などによる住民生活の足の確保に向けた取組
 - 五 再編に向けた地域ニーズの把握や運行計画の立案
 - 六 地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の策定
 - 七 日本版ライドシェア（道路運送法第 78 条第 3 号に基づく自家用車活用事業をいう。）の実証運行
 - 八 その他地域の利用実態に即した再構築に資する取組
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象としない。
- 一 宗教的又は政治的活動を目的とした事業
 - 二 前号に掲げるもののほか、その他知事が不適当と認める事業

(補助対象期間)

- 第 4 条 補助対象期間は、交付決定の日から当該年度 3 月 31 日までとする。

(補助対象経費及び補助金の額等)

- 第 5 条 補助対象経費は、別表 1 に掲げるとおりとする。
- 2 補助金の額等は、別表 2 に掲げるとおりとする。

(事業への応募及び採択)

- 第 6 条 本事業の実施を希望する者は、応募申請書（要領様式第 1 号）、事業計画内訳書（要領様式第 2 号）及び収支予算書（要領様式第 3 号）を別に定める期日までに提出し応募申請を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定による応募申請があったときは、その内容を別に定める審査会において採択すべき事業を採択するとともに、その結果を申請者あて速やかに通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（要綱様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 事業実施計画書（要綱様式第2号）
- 二 収支予算書（要綱様式第3号）
- 三 国庫補助事業を活用する場合は、国へ提出した申請書及び国庫補助金の交付決定通知書の写し

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定により提出された補助金等交付申請書を審査の上、適切と認められるときは、補助金等交付決定通知書（要綱様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

(中間報告)

第9条 県は、事業の実施状況等を把握するため、必要に応じ、採択した者に対し中間報告を求めることができる。

(補助対象事業の変更及び中止)

第10条 第8条の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

- 一 補助対象経費全体の変更が30パーセントを超える場合
 - 二 事業計画内容に大きな変更があったと判断される場合
 - 三 補助対象事業を中止する場合
- 2 前項各号の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。
- 一 前項第1号又は第2号に該当する場合
事業内容等変更承認申請書（要綱様式第4号）
 - 二 前項第3号に該当する場合
補助事業等中止（廃止）承認申請書（要綱様式第5号）
- 3 知事は、前項の規定により提出された申請書を審査の上、適正と認められるときは、補助金等交付決定変更通知書（要綱様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（要綱様式第10号）に、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 事業実績書（要綱様式第11号）
- 二 収支精算書（要綱様式第12号）
- 三 収入及び支出に係る領収書等の根拠書類
- 四 事業の実施内容が分かるパンフレット等の資料

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定により提出された事業実績報告書を審査の上、適正と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、補助事業者から補助金請求書（要綱様式第 13 号）を提出させるものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 知事は、秋田県財務規則第 259 条第 1 項の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金がある場合は、取り消した部分に関し、返還を命ずることができる。

- 一 この要領の規定に違反したとき。
- 二 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- 三 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(財産の管理)

第 15 条 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限等)

第 16 条 要綱第 10 条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は、補助金により整備した施設及び設備等のうち、取得価格又は効用の増加価格が 1 個又は 1 組 50 万円以上のものをいう。

2 財産処分の制限期間は、減価償却資産の運用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める資産ごとの耐用年数とする。

3 知事は、秋田県財務規則第 261 条の規定による承認を行う際は、交付した補助金のうち処分時から前項の財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるとともに、さらに当該処分により補助事業者が利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることができる。

(補助金の経理等)

第 17 条 補助対象事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、運用に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 19 日から施行する。

別表 1 (要領第 5 条第 1 項関係)

補助対象経費項目		補助対象経費の例	補助対象外経費の例
人件費	賃金	・スタッフ以外の賃金 (運転手等)	・スタッフの賃金 ※「スタッフ」とは、運転 用務に専従する者を除く 団体の構成員を指す。
	謝金	・講師等への謝金、手当	・スタッフが出演・講師等 を行う場合の手当
	旅費及び宿泊費	・講師等の旅費、宿泊費	・スタッフの旅費
	研修費	・自家用有償旅客運送のドラ イバーとなるために必要な 研修等の受講費用	
物件費	印刷製本費	・ポスター、チラシ、パンフレ ット等の作成費 ・資料、報告書等の作成費等	・申請団体の活動等の紹介 がメインとなるような内 容のパンフレット (イベ ント終了後も、団体運営 等に活用できるもの)
	消耗品費	・3 万円未満の物品	
	備品費	・3 万円以上の物品 ・公共ライドシェア等の実証 や、互助輸送、混乗輸送など の取組に要する車両、その 他旅客の運送に供する車両 ・家電や家具等の一般汎用品 を除く、事業実施に必要不 可欠なもの (液晶ディスプ レイ等)	・テレビ等の家電 ・家具 ・カメラ、パソコン及び周 辺機器 ・旅客の運送に供しない車 両
	通信運搬費	・郵送料、通信費等	
	使用料・賃借料	・会場、設備、機材、備品等の 使用料及び借上料 (旅客の 運送に供する車両、液晶デ ィスプレイ等)	
	保険料	・日本版ライドシェアの実証 に係る車両保険料等	
	広告料	・ラジオ、新聞広告費 ・看板作成費	・インターネットホームペ ージの開設経費・作成費
委託費	委託料	・公共ライドシェア、AI オン デマンド交通、互助輸送、混 乗輸送等の運行 ・利便増進実施計画等の策定 ・再編に向けた地域ニーズの 把握や、運行計画の立案に 係る調査	・昼食・弁当代、懇親会な どに係る食糧費 ・景品、記念品等の購入費、 賞金 ・団体の経常的運営活動に 要する経費 ・知事が直接的に事業に必 要ないと判断した経費
その他	その他事業内容を精査の上、知 事が必要と認める経費	・アプリの導入及び運用に係 る費用 ・原材料費 (実施内容に必要 であると知事が認める場 合)	

別表 2（要領第 5 条第 2 項関係）

補助率	補助金の額
補助対象経費の 2 分の 1 以内とする。 ※ただし、国庫補助事業を活用する場合は、補助対象経費から国庫補助額を除いた額の 2 分の 1 以内の額とする。	400 万円を上限とする。 ※ただし、補助を受けようとする事業が複数年度に及ぶときは、1 年あたり 400 万円、3 年間の合計 1,000 万円を上限額とする。

（注）

- 1 上記により算出した補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。